ゴム印７個。27. 小物入れ１袋。28. 雑誌89冊。29. シーツ２枚。30. 自動車損害賠償責任保険証明書３枚。31. 写真等１束と1,817枚。32. ジャンパー２着。33. 住所録３冊。34. 住民票等１枚。35. 出金伝票１綴。36. 巡回連絡カード２枚。37. 消臭剤等３個。38. 承諾書２通。39. 証明書類４通。40. スタンガン１台。41. 請求書等４枚。42. 洗浄剤８本。43. 雑巾１枚。44. ソファー９個。45. ダイアリー等１冊。46. 台車１台。47. ダンボール箱１箱。48. 地図等１枚。49. チャイナ服１着。50. チラシ１枚。51. 賃貸借明細証１通。52. 通帳２通。53. 通帳利用の案内１枚。54. 定期預金計算書１枚。55. テープ７個。56. テープレコーダー等２台。57. 袋３袋。58. 手帳１冊。59. 鉄アレー10個。60. 手袋１双。61. 電気ご使用料のお知らせ５枚。62. 電気ドリル等１台。63. 電池等１個。64. 電話機等11台。65. 電話番号一覧表等４枚。66. ナイフ１本。67. 内容証明書用紙３枚。68. 荷造り用器具若干。69. 日程表板等５枚。70. 入会申込書等１通と１枚。71. 布地15枚。72. ネガフィルム等48枚と３本。73. 納入通知書23枚。74. 納品書１枚。75. 納付書２枚。76. ノート３冊。77. 鋸鎌３丁。78. バール１本。79. バイブレーター等５個。80. バケツ１個。81. 払込金受領証129枚。82. 払込取扱票２枚。83. 半ズボン１着。84. パンティストッキング３足。85. ビデオカメラ１台。86. ビデオテープ等４本。87. ビニールケース１枚。88. ビニールシート１枚。89. ビニール袋片１枚。90. 紐２束と３個。91. ピュアラブのカード１枚。92. 便箋１冊。93. ファイル等19冊。94. ファックス１台。95. 封書30通。96. 封筒等３袋。97. 物品売買契約書１通。98. 布団１枚。99. ふとん袋片１枚。100. ブラシ１個。101. 振込カード19枚。102. 振込金受取書11枚。103. 振込受領証27枚。104. 防雨防塵プロシート１枚。105. 防火金庫等２個。106. 防カビ剤２本。107. 保管場所標章１枚。108. 保管場所標章交付申請書２枚。109. 木刀１本。110. ポジフィルム等２束と２枚。111. 本１冊。112. マイクロカセットテープ１巻。113. マネーカード１枚。114. 名刺４枚。115. 名刺ホルダー等１個と１冊。116. メモ紙類13枚。117. メンバーズカード24枚。118. 郵便はがき８枚。119. 料金表等４枚。120. 領収証１冊と134枚。121. 利用明細帳２通。122. 履歴事項全部証明書１件。123. 履歴書等２枚。124. レポート用紙３冊。125. ワードプロセッサ等１台。126. 石１個

東京区検察庁検察官

平成23年検第29431号住居侵入等被疑事件（平成26年領第2062号）　1. 現金１円

平成23年検第29431号住居侵入等被疑事件（平成23年庁外領第8311号）　1. 腕時計８個。2. カード４枚。3. 外国通貨等（ベトナム1,882,000ドン、韓国7,000ウォン、インドネシア5,000ルピア、米国54ドル、香港507ドル210セント、タイ366バーツ、中国1,105元、台湾1,241圓）。4. 袋６枚。5. ケース１個。6. 箱１個。7. 財布１個。8. システム手帳１冊。9. 真珠様の玉２個。10. ネックレス12本。11. バッグ等１個。12. 販売証明書１枚。13. ピアス２組と４個。14. ブレスレット４本。15. ペンダント８本。16. ペンダントヘッド７個。17. ポーチ１個。18. 指輪５個

横浜地方検察庁相模原支部検察官

平成25年検第1460号住居侵入、窃盗被告事件（平成26年領第248号）　1. 現金5,315円。2. 外国紙幣52枚。3. 小銭入れ１個。4. ナイロン製袋２枚。5. 封筒類13枚。6. ポーチ１個。7. ライター６個。8. ショルダーバッグ１個。9. 腕時計２個。10. 財布１個。11. デジタルカメラ２個。12. ピンバッジ１個。13. 図書カード（ケース入り）３個。14. ハンドタオル１枚。15. プレイヤーマグネット１個。16. 空ケース２個。17. 箱６個。18. キーケース１個。19. ネックレス22本。20. イヤリング３組。21. 装飾品７個。22. 輪ゴム１個。23. 指輪７個。24. ブレスレット３個。25. 玉７個。26. 布製袋１枚。27. ブローチ２個。28. ピアス２組。29. ネクタイピン１個

さいたま地方検察庁検察官

平成19年検第7728～7731号住居侵入、窃盗被告事件（平成20年領第135号）　1. バール８本。2. ネックレス27本と４個。3. ブレスレット５本と１個。4. ペンダントヘッド２個。5. ブローチ２個。6. ベルト２本。7. ショルダーバッグ１個。8. 手袋１双。9. マイナスドライバー１本。10. ライト１個。11. イヤホンマイク１個。12. 輪ゴム14本。13. 現金120,509円。14. 腕時計７個。15. 手提げバッグ３個。16. 財布２個。17. 小銭入れ２個。18. キーケース１個。19. 革ベルト１本。20. プラスチックケース２個。21. 古銭１個。22. 手提げ袋１袋。23. パソコンケース１個。24. ポーチ１個。25. ピアス７組。26. ペンダント１本。27. 指輪19個。28. ビジネスバッグ２個。29. 外国紙幣17枚。30. イヤリング１組と２個。31. ネクタイピン１個。32. 液晶カラーテレビ１台。33. ＤＶＤマルチドライブ１台。34. 南京錠１個。35. 帽子１個。36. カジュアル靴１足

大阪地方検察庁検察官

平成26年検第8809号窃盗被疑事件（平成26年領第3719号）　1. キャッシュカード５枚。2. 預金通帳１通。3. ご利用明細票１枚。4. 現金110,000円

名古屋地方検察庁検察官

平成25年検第102034～102036号住居侵入、窃盗被告事件（平成25年領第2238号）　1. ネックレス10本。2. 腕時計２個。3. ピン１個。4. ブローチ１個。5. 指輪２個

平成26年検第101856号窃盗被告事件（平成26年領第1210号）　1. 現金556,000円。2. 封筒３通

福岡地方検察庁小倉支部検察官

平成25年検第3606号住居侵入、窃盗被疑事件（平成25年領第1480号）　1. 現金19,856円。2. アメリカ通貨58ドル２セント。3. 台湾通貨123元。4. 香港通貨110ドル60セント。5. 中国通貨１元３角６分。6. オランダ通貨１ユーロ10セント。7. オーストラリア通貨70セント。8. スイス通貨１フラン15ラッペン。9. ベトナム通貨10,000ドン。10. 韓国通貨100ウォン。11. ドイツ硬貨５ペニヒ。12. 古銭３枚。13. 商品券11枚。14. 切手44枚。15. テレホンカード３枚。16. 記念メダル３枚。17. ピアス11個。18. ピアスのうけ８個。19. イヤリング30個。20. ネックレス75本。21. ペンダントトップ14個。22. ブローチ１個。23. ペンダント様のもの１個。24. ブレスレット24個。25. 腕時計10個。26. 指輪20個。27. 指輪様のもの１個。28. ネクタイピン３個。29. キーホルダー１個。30. ストラップ様のもの１個。31. 宝石様の石168個。32. 真珠様の玉91個。33. 金色の塊６個。34. 金色の棒３本。35. 金色のプレート１個。36. 金色の輪様のもの２個。37. 銀杯１個。38. バッグ12個。39. 財布２個。40. キーケース３個。41. 携帯電話機２台。42. ＳＩＭカード１個。43. ＩＣレコーダー１台。44. 香水２個。45. 紙片１枚。46. チャック付ポリ袋３袋。47. 指輪ケース１箱。48. 巾着袋１袋

山形地方検察庁検察官

平成25年検第300878号道路交通法違反被告事件（平成25年領第219号）　1. 普通自動車１台。2. 車両始動鍵１個（番号１のもの）

平成25年検第100720～100724号窃盗被告事件（平成25年領第319号）　1. 家庭用永久磁石磁気治療器12個。2. ヘアトリートメント11個。3. 日やけ止め用美容液２個。4. 日やけ止め用ジェル４個。5. 日やけ止め用乳液７個。6. 口紅15個。7. 第２類医薬品12個と46箱。8. 第３類医薬品15個と14箱。9. 医薬部外品10箱。10. 特許取得美容食品２個。11. 電動歯ブラシ２セット。12. 電動歯ブラシの先２セット。13. 歯ブラシ１個と２セット。14. 体温計１箱。15. 化粧品24個と７本と25箱と２パックと２袋。16. 健康食品12箱と４パックと３袋。17. マグネットループ１本

## 有権者申出方

元当局所属公証人鳥飼俊夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年８月 12 日　　宇都宮地方法務局

元当局所属公証人細田美知子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年８月 12 日　　新潟地方法務局

## 社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成26年７月31日から３か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 26 年８月 12 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　多山　寿一
生年月日　昭和50年７月１日
住所　熊本県玉名郡玉東町二俣1044番地
社会保険労務士登録番号　第43040001号
事務所の名称　多出労務管理事務所
事務所の所在地　熊本県玉名郡玉東町二俣1044番地
懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反した」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」